

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(八) 平二二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	15	円
発電を開始した日	2	昭平	当期解体費用を支出した場合の 益金算入額	16	
当期積立額	3	円	同上以外の場合による 益金算入額	17	
積立限度額の計算	想定総発電電力量	4	計	18	
	当期末までの発電量	5	当期積立額のうち損金算入額	19	
	$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	6	差引原子力発電施設解体準備金の金額	20	
当期末の解体費用見積額	7	円	累積限度超過額	21	
当期の累積限度額	8		$(7) \times \frac{90}{100} \times (6)$	22	
前期の累積限度額			期末原子力発電施設解体準備金の金額	23	
積立限度超過額			前期の(8)	24	
差引原子力発電施設解体準備金の(20)			積立限度超過額	25	
累積限度超過額	13		額	26	
限度超過額合計	14		額	27	
			前分		
			前期末における差額		
			(前期の(24))		

**19欄**  
 原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の54第1項」  
 ②区分番号に、「10196」  
 ③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単位)を記載してください